

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、高齢化の進行に伴う医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実と保育人材の確保、人口減少対策や地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められている。さらに、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面している。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしている。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.2%と、過去最高の水準となった。しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

このため、2021年度の政府予算の検討に当たっては、地方の一般財源総額の確保とともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の充実・強化を図り、地方財政の確立を目指すことが不可欠である。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、新型コロナウイルス感染症の影響によって、地方税収は大幅な減収となるおそれがあるため、地方自治体が持続可能な財政運営を行えるよう、十分な財源保障をすること。
- 2 地方交付税の財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保するとともに、団体間の財政力格差が拡大している状況を踏まえ、財源調整機能の充実・強化を図り、各団体の一般財源が確保されるようにすること。
- 3 臨時財政対策債に依存しないよう、対象国税4税に係る地方交付税の法定率の引き上げにより、地方交付税原資の確保を行うこと。
- 4 子育て支援、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

- 5 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
- 6 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定(従来のトップランナー方式)」は、地方団体への影響が大きいことから、対象を限定して段階的に実施するとともに、住民の生活に影響を及ぼさないよう十分配慮し、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。また、地方の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。
- 7 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 8 2020年度から開始されている会計年度任用職員制度により生じる地方自治体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。
- 9 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 10 各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応すること。
- 11 合併時点では想定されていなかった財政需要の地方交付税への反映、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月30日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
内閣府特命担当大臣（地方創生）

様